

# DOCUMENT EYE

143

混合交通を観察する

現在、身体障害者用車両限定付きの免許を持っている身体障害者ドライバーは19万人以上にのぼる。さらに、何らかの条件付きの免許を持っているドライバーなどを加えると、相当な数にのぼると思われる。

昨今、バリアフリー化が叫ばれる中で、高速道路のサービスエリアや病院、公共機関を中心に、車いすでの乗降が楽に行なえる広い駐車スペースを持つ「身体障害者用駐車スペース」が設けられている。また、商業施設の中にもこのような「身体障害者用駐車スペース」を確保しているところが増加中だ。一方で、この「身体障害者用



身体障害者用駐車スペースに一般車が...

## WHY 身体障害者用駐車スペースの利用状況は?

WHY

## WATCHING 身体障害者用駐車スペースで弁当を食べる健康者と見られる人も

WATCHING

観察場所はスーパーマーケットを中心に専門店、ボリング場、アミューズメントセンターが設けられている大型ショッピングセンターの駐車場。敷地内には合計904台の駐車スペースがある。この施設は平成11年6月にオープン。平成6年6月に施行された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」の基準にのっとり建設されており、誰もが利用しやすいバリアフリーな環境を整備している。店内には車いす対応エレベーターや身体の不自由な人のための優先レジ、店頭にある点字ブロック、盲導犬入店可のステッカー、多目的トイレ、点字案内板のほか、「身体障害者用駐車スペース」を確保している。観察はこの

駐車スペースを他のクルマが占有していることはないのだろうか? 東京都江戸川区の大型ショッピングセンターの駐車場で観察した。



観察地点 / 東京都江戸川区葛西9丁目3-3 大型ショッピングセンター駐車場  
 観察日 / 12月4日(火曜日)  
 天候 / 曇り  
 観察時間 / 12:30 ~ 14:30  
 観察者 / 4名

# 2時間に身体障害者用駐車スペースに駐車したクルマ16台

身体障害者用駐車スペースに駐車するクルマを観察する

「身体障害者用駐車スペース」13台分(屋内7台、屋内6台)の利用状況について行なった。

2時間の観察の結果、この13台分の「身体障害者用駐車スペース」には、のべ16台のクルマが駐車した(下図参照)。商業施設であるために買い物などでの長時間の駐車が目立ったが、利用時間は最短で13分、最長で、1時間53分だった。このうち、「身体障害者マーク」を掲げていたのが、3台。歩行困難な人などに駐車禁止の場所にも駐車することを許可する「駐車禁止除外指定標章(公安委員会発行)」を掲げたのが、3台。残りの10台には「身体障害者マーク」等は見当たらなかった。

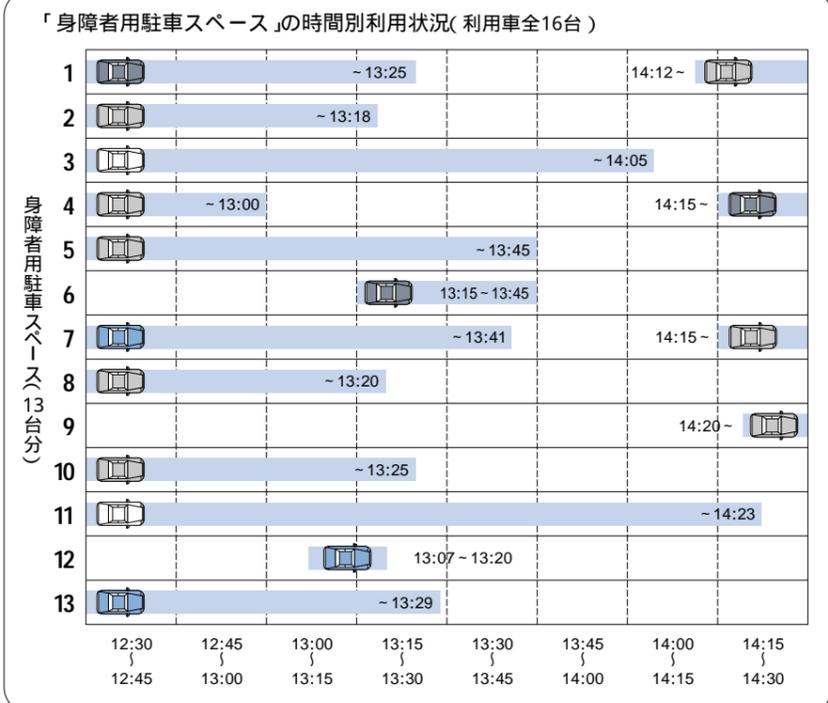
観察中にこのスペースに駐車しているクルマで車いすを利用していたのは2台のみ。いずれも「身体障害者マーク」をつけていないクルマで、足を怪我した子どもとその母親らしき女性(初心者マーク付き)のセタンと、車いすを利用する30代とみられる母親と、その幼児を乗せた1ボックスカーだ。前者は、時間をかけてクルマから子どもを降車させていた。後者は、まず子どもを膝の上に乗せて車いすです屋内から駐車スペースにやってきて



身体障害者用駐車スペースをふさぐように停まるクルマ

車いすをクルマに横付け。次に子どもをクルマに先に乗せてから本人がクルマに乗り込み、車いすを車内にしまった。いずれもクルマの乗降には時間はかなりかかっていた。

その他のクルマだが、多くは一般車が入り込んでおり、大型の輸入車に乗る30代とみられる親子連れや、同じく20代とみられる親子連れの1ボックスカーを見かけた。若い人だけでなく年配の夫婦や仕事途中の壮年者が乗る軽自動車もあった。中には「駐車禁止除外指定標章」を掲げた業務車の車内でゆっくりと弁当を食べていた2人の健康者と見られる男性も見かけた。観察中、何度か巡回中の警備員がやってきたが、こつしたクルマを自撃しても、とくに注意をしないような光景は見られなかった。また、「身体障害者用駐車スペース」の前をふさぐようにして停車したクルマも目撃された。



## PROPOSE 身体障害者用駐車スペースは誰のもの? もう一度考え直そう

一般に車いす利用者は、車いすに乗降するためにドアを全開にしなければならぬので、かなりのスペースが必要となる。一般車のエリアでは、隣にクルマが

あるだけでクルマに乗降することができないのはそのためだ。クルマの乗降をスムーズにするために、「身体障害者用駐車スペース」の両脇には、約クルマ2台分のスペースが確保されている。今回の観察場所は13台分もの「身体障害者用駐車スペース」を用意している上に、「車いすの方専用の駐車スペース」です。他のお客様のご利用は「遠慮ください」という立て看板も設置されていた。

残念なのは身体障害者のために設けられたスペースに我がもの顔で進入しているクルマが後を絶たないことだ。健康者は「すぐ戻るから」「便利だから」と考え、「この駐車スペースは車いす利用者のため」であることを再認識し、身体障害者ドライバーや車いす使用者がいつ来ても利用できるように、「身体障害者用駐車スペース」に停めないようにしたい。

身体障害者マーク有り  
 駐車禁止除外指定標章有り  
 マーク無し  
 マーク無し車に車いす利用者が乗車